

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例(平成31年3月28日京都市条例第75号)
(文化市民局市民スポーツ振興室)

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市地域体育館の利用料金の上限額の適正化を図るため京都市地域体育館条例を改正することとしました。

1 利用料金の上限額の改定

区 分			単位	利 用 料 金			
				改 正 前		改 正 後	
				日曜日等	その他の日	日曜日等	その他の日
体 育 室	全 面 利 用	京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館，京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館	1時間	円 1,850	円 1,540	円 <u>1,880</u>	円 <u>1,570</u>
		その他の地域体育館		920	820	<u>940</u>	<u>830</u>
		部分利用（京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市右京地域体育館，京都市桂川地域体育館，京都市醍醐地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）		別に定める。		別に定める。	
		トレーニングルーム（京都市山科地域体育館及び京都市伏見北堀公園地域体育館のみ）	1人につき1回		300		<u>310</u>
		会議室（京都市東山地域体育館，京都市山科地域体育館，京都市下京地域体育館，京都市	1時間		510		<u>520</u>

右京地域体育館, 京都市桂川地域体育館及び 京都市醍醐地域体育館のみ)		
--	--	--

備考 「日曜日等」とは, 日曜日, 土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

この条例は, 平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第75号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

円	円
1,850	1,540
920	820

を

円	円
1,880	1,570
940	830

に、

「

300
510

を

「

310
520

に改める。」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市地域体育館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市地域体育館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室)